

気象警報発令時の対応見直しについて

1. 見直しの背景

気象庁は令和8年5月下旬から、防災気象情報の発表体系を見直し、警戒レベルに応じた名称で情報を発表する運用を開始した。これにより、防災気象情報は「レベル2注意報」「レベル3警報」「レベル4危険警報」「レベル5特別警報」と整理され、危険度がより分かりやすく示されるようになった。

本校では従来、「暴風警報」及び「暴風雪警報」を休校判断の基準としてきたが、近年は線状降水帯による豪雨、土砂災害、河川氾濫など、暴風以外の気象災害によって登下校の安全確保が困難となる事例が増加している。

2. 新しい防災気象情報の体系

添付図のとおり、気象庁は防災気象情報を警戒レベルごとに整理している。

警戒レベル	主な情報	住民に求められる行動
レベル5	特別警報	命の危険 直ちに安全確保
レベル4	危険警報	危険な場所から全員避難
レベル3	警報	高齢者などは避難開始

3. 休校基準の線引きについて

「生徒の安全確保を最優先」するため、「レベル4以上の警報等」を休校判断の基準とする。レベル4は「危険な場所から全員避難」に相当し、自治体が住民に避難を求める段階である。この段階で登校を求めることは、生徒の安全確保の観点から適切でない。

レベル3警報には大雨警報や洪水警報なども含まれ、これらを一律に休校対象とすると、実際には登校可能な日でも休校が増えるおそれがある。

従来の運用との整合性を保つため、「暴風警報」「暴風雪警報」を引き続き休校対象とする。

4. 本校の新しい休校基準

次のいずれかが発表されている場合、休校等の対象とする。

- ・暴風警報
- ・暴風雪警報
- ・レベル4以上の警報等（危険警報及び特別警報）

5. 警報発令時の授業について

- ・警報の種類：暴風警報・暴風雪警報

レベル4以上の警報等(危険警報及び特別警報)

- ・該当の地域：多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市・可児市・川辺町・八百津町・御嵩町・春日井市のいずれか

- ・警報発令時の日課

①午前7時に上記警報が発令されている場合 → 自宅待機

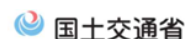
②午前7時から10時30分までに解除された場合

→ 12時30分までに登校、12時40分より第4限授業開始(昼放課なし)
(通学バスは10時45分に運行開始)

③午前10時半までに解除されなかった場合 → 休校

※上記規定に該当しなくても、登下校に危険が予見される場合は各家庭の判断において欠席を認めます。届を提出することで原則公認欠席とします。

新しい防災気象情報（令和8年5月下旬から運用開始予定）



- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める